

具体的な該非判定の事例

ここでは、アングルバルブの輸出を具体的な事例として、該非判定の一連の手順を解説します。

＜注文の内容＞	
A国の工業製品等の販売会社より、アングルバルブ（呼び径が12A）：30個、納期：翌月末までの注文が入りました。	
○	取引相手：工業製品等の販売会社
○	仕向地：A国
○	貨物：アングルバルブ（呼び径が12A）

このような注文が入った場合、輸出に際して経済産業大臣の許可が必要か確認するため、まずは該非判定を行います。

手順		確認例
STEP 1	該非判定を行う対象を特定する	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 今回輸出しようとする貨物はアングルバルブです。 ✚ アングルバルブのほかに輸出する貨物はなく、貨物に内蔵されたプログラムもありません。 ✚ また、アングルバルブの仕様書等（技術提供）も取引相手から求められていません。 <p>この結果、該非判定を行う対象はアングルバルブのみになります。</p>
STEP 2	該非判定を行うために必要な情報を収集する	<ul style="list-style-type: none"> ✚ リスト規制に関する関係法令の最新情報を経済産業省安全保障貿易管理のホームページから入手します。 ✚ 入手方法は、輸出管理 マトリクス表 で検索し、「貨物・技術の合体マトリクス表」をダウンロードします。 <small>（貨物・技術の合体マトリクス表 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html）</small> ✚ 次にアングルバルブの仕様等に関する情報を入手します。取引相手からの注文の内容は、呼び径が12Aのアングルバルブでしたが、実際に輸出する貨物の呼び径等の仕様に関する情報を、製造部門等から入手します。他社製品を購入し輸出する場合には、メーカーや販売代理店等からメーカー発行の該非判定書等入手します。

手順		確認例																																																	
STEP 3	リスト規制に該当するか判定する	<p>✦ アンゲルバルブを貨物・技術の合体マトリクス表で検索します。漏れのないよう幅広く確認するため、検索のキーワードは「アンゲルバルブ」だけでなく、「バルブ」や「弁¹」も加えた3つと特定します。一般的に使われている用語のほかに専門用語、類義語など確認することが重要です。この3つのキーワードで検索した結果、3つの項番で「弁」のみがヒットしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ アンゲルバルブ → ヒット無し ➤ バルブ → ヒット無し ➤ 弁 → ヒット有り (第2項、第3項、第4項) <p>✦ 貨物・技術の合体マトリクス表は、Excel のB列にリスト規制の品目の名称、D列に品目に関する仕様、そしてE、F及びG列に用語の意味を掲載しています。この用語とは、D列にある用語が対象になります。</p> <p>✦ 検索結果を順番に確認していきます。確認する順番に決まりはありませんが、ここではヒット数が少ないものなど確認のし易いものからチェックしていきます。</p>																																																	
2	項原子力	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="7">該非判定内容 (マトリクス表)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F</th> <th>G</th> </tr> <tr> <th colspan="2">輸出令第2項</th> <th colspan="3">貨物等省令第1条</th> <th colspan="2">解釈</th> </tr> <tr> <th>項番</th> <th>項目</th> <th>項番</th> <th>項目</th> <th>用語</th> <th colspan="2">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸出令第2項 (33)</td> <td>六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いた圧力計又はベローズ弁 (3の項の中欄に掲げるものを除く。)</td> <td>貨物等省令第1条 第三十八号</td> <td>圧力計又はベローズ弁であつて、次のいずれかに該当するもの イ (略) ロ ベローズ弁であつて、呼び径が5A以上のものうち、内容物と接触する全ての部分がアルミニウム、アルミニウム合金、ニッケル又はニッケル合金 (ニッケルの含有量が全重量の60パーセントを超えるものに限る。) で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>呼び径が5A以上のもの</td> <td>内容物が弁に入る接続端、弁から出る接続端のいずれか小さい方の接続端の呼び径の数字 (日本産業規格B2001号においてAの符号で表す数字) が5以上のもの (呼び径の数字がないものにあつては、口径が5ミリメートル以上のもの) をいう。</td> <td>弁</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>貨物等省令第1条 第三十八号 中の内容物と接触する全ての部分</td> <td colspan="2">交換可能な部分以外で内容物と接触するすべての部分をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>貨物・技術の合体マトリクス表にある「ベローズ弁」の内容を確認します。D列にある仕様の内容を確認すると、「ベローズ弁であつて」「呼び径が5 A以上」「内容物と接触する全ての部分の材質等」が規定されていますので、以下を確認します。ステップ2で準備した情報だけで判定出来ない時は、追加で情報を収集し判定を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そのアンゲルバルブはベローズ弁であるか ・ 呼び径は5 A以上か 	該非判定内容 (マトリクス表)							A	B	C	D	E	F	G	輸出令第2項		貨物等省令第1条			解釈		項番	項目	項番	項目	用語	用語の意味		輸出令第2項 (33)	六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いた圧力計又はベローズ弁 (3の項の中欄に掲げるものを除く。)	貨物等省令第1条 第三十八号	圧力計又はベローズ弁であつて、次のいずれかに該当するもの イ (略) ロ ベローズ弁であつて、呼び径が5A以上のものうち、内容物と接触する全ての部分がアルミニウム、アルミニウム合金、ニッケル又はニッケル合金 (ニッケルの含有量が全重量の60パーセントを超えるものに限る。) で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの	(略)	(略)	(略)					呼び径が5A以上のもの	内容物が弁に入る接続端、弁から出る接続端のいずれか小さい方の接続端の呼び径の数字 (日本産業規格B2001号においてAの符号で表す数字) が5以上のもの (呼び径の数字がないものにあつては、口径が5ミリメートル以上のもの) をいう。	弁					貨物等省令第1条 第三十八号 中の内容物と接触する全ての部分	交換可能な部分以外で内容物と接触するすべての部分をいう。	
該非判定内容 (マトリクス表)																																																			
A	B	C	D	E	F	G																																													
輸出令第2項		貨物等省令第1条			解釈																																														
項番	項目	項番	項目	用語	用語の意味																																														
輸出令第2項 (33)	六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いた圧力計又はベローズ弁 (3の項の中欄に掲げるものを除く。)	貨物等省令第1条 第三十八号	圧力計又はベローズ弁であつて、次のいずれかに該当するもの イ (略) ロ ベローズ弁であつて、呼び径が5A以上のものうち、内容物と接触する全ての部分がアルミニウム、アルミニウム合金、ニッケル又はニッケル合金 (ニッケルの含有量が全重量の60パーセントを超えるものに限る。) で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの	(略)	(略)	(略)																																													
				呼び径が5A以上のもの	内容物が弁に入る接続端、弁から出る接続端のいずれか小さい方の接続端の呼び径の数字 (日本産業規格B2001号においてAの符号で表す数字) が5以上のもの (呼び径の数字がないものにあつては、口径が5ミリメートル以上のもの) をいう。	弁																																													
				貨物等省令第1条 第三十八号 中の内容物と接触する全ての部分	交換可能な部分以外で内容物と接触するすべての部分をいう。																																														

1 読替が必要な用語 (例) <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/kanri/shyourei-matrix/kensaku-yougo.xls>

手順		確認例																																																																
STEP 3	リスト規制に 該当するか判 定する (つづき)	2 項 つ づ き	<p>・ 内容物と接触する全ての部分の材質等は「ロ」の規定の内容に該当するか</p> <p>この結果、いずれか1つでも該当しないことが確認できれば、輸出令別表第1の第2項(33)には「非該当」と判定されます。</p>																																																															
		4 項 ミ サイ ル	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F</th> <th>G</th> </tr> <tr> <th colspan="2">輸出令第2項</th> <th colspan="2">貨物等省令第1条</th> <th colspan="3">解釈</th> </tr> <tr> <th>項番</th> <th>項目</th> <th>項番</th> <th>項目</th> <th>用語</th> <th colspan="2">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸出令 第4項 (5)</td> <td>推進葉の制御装置に用いられる貨物であつて、次に掲げるもの</td> <td>貨物等省令 第3条 第六号</td> <td>推進葉の制御装置に用いられるサーボ弁、ポンプ又はガスタービンであつて、次のイ及びロに該当するものうち、ハ、ニ又はホのいずれかに該当するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 サーボ弁</td> <td></td> <td>イ 液体状、スラリー状又はゲル状の推進葉の制御装置に使用するように設計したものの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 ポンプ</td> <td></td> <td>ロ 周波数範囲が20ヘルツ以上2,000ヘルツ以下で、かつ、加速度の実効値が98メートル毎秒毎秒を超える振動に耐えることができるように設計したものの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 ガスタービン</td> <td></td> <td>ハ 絶対圧力が7,000キロパスカル以上の状態において1分につき0.024立方メートル以上流すことができるように設計したサーボ弁であつて、アクチュエータの応答時間が100ミリ秒未満のもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ニ (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ホ (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	A	B	C	D	E	F	G	輸出令第2項		貨物等省令第1条		解釈			項番	項目	項番	項目	用語	用語の意味		輸出令 第4項 (5)	推進葉の制御装置に用いられる貨物であつて、次に掲げるもの	貨物等省令 第3条 第六号	推進葉の制御装置に用いられるサーボ弁、ポンプ又はガスタービンであつて、次のイ及びロに該当するものうち、ハ、ニ又はホのいずれかに該当するもの					1 サーボ弁		イ 液体状、スラリー状又はゲル状の推進葉の制御装置に使用するように設計したものの					2 ポンプ		ロ 周波数範囲が20ヘルツ以上2,000ヘルツ以下で、かつ、加速度の実効値が98メートル毎秒毎秒を超える振動に耐えることができるように設計したものの					3 ガスタービン		ハ 絶対圧力が7,000キロパスカル以上の状態において1分につき0.024立方メートル以上流すことができるように設計したサーボ弁であつて、アクチュエータの応答時間が100ミリ秒未満のもの							ニ (略)							ホ (略)			
		A	B	C	D	E	F	G																																																										
輸出令第2項		貨物等省令第1条		解釈																																																														
項番	項目	項番	項目	用語	用語の意味																																																													
輸出令 第4項 (5)	推進葉の制御装置に用いられる貨物であつて、次に掲げるもの	貨物等省令 第3条 第六号	推進葉の制御装置に用いられるサーボ弁、ポンプ又はガスタービンであつて、次のイ及びロに該当するものうち、ハ、ニ又はホのいずれかに該当するもの																																																															
	1 サーボ弁		イ 液体状、スラリー状又はゲル状の推進葉の制御装置に使用するように設計したものの																																																															
	2 ポンプ		ロ 周波数範囲が20ヘルツ以上2,000ヘルツ以下で、かつ、加速度の実効値が98メートル毎秒毎秒を超える振動に耐えることができるように設計したものの																																																															
	3 ガスタービン		ハ 絶対圧力が7,000キロパスカル以上の状態において1分につき0.024立方メートル以上流すことができるように設計したサーボ弁であつて、アクチュエータの応答時間が100ミリ秒未満のもの																																																															
			ニ (略)																																																															
			ホ (略)																																																															
			<p>貨物・技術の合体マトリクス表にある「サーボ弁」の内容を確認します。D列にある仕様の内容を確認すると、「サーボ弁であつて」「イ及びロに該当するもの」「流量のスペック等(D列のハ)」が規定されていますので、以下を確認します。ステップ2で準備した情報だけで判定出来ない時は、追加で情報を収集し判定を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そのアングルバルブはサーボ弁であるか ・ D列のイ及びロの規定に該当するか ・ D列のハの規定の内容に該当するか <p>この結果、いずれか1つでも該当しないことが確認できれば、輸出令別表第1の第4項(5)1には「非該当」と判定されます。</p>																																																															

手順		確認例																																																																												
STEP 3	リスト規制に 該当するか判 定する (つづき)	3 項 化 学 兵 器	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F</th> <th>G</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">輸出令第2項</td> <td colspan="4">貨物等省令第1条</td> <td colspan="2">解釈</td> </tr> <tr> <td>項番 輸出令 第3項 (2)7</td> <td>弁又はその部分品</td> <td>項番 貨物等省 令第 2項 第七号</td> <td>弁又はその部分品であって、 次のいずれかに該当するもの <input checked="" type="checkbox"/> 呼び径が10A超の弁であって、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの (一) ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の40パーセントを超える合金 (二) ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを超える合金 (三) ふっ素重合体 (四) ガラス (五) タンタル又はタンタル合金 (六) チタン又はチタン合金 (七) ジルコニウム又はジルコニウム合金 (八) ニオブ又はニオブ合金 (九) セラミックであって、次のいずれかに該当するもの 1 炭化けい素の含有量が全重量の80パーセント以上のもの 2 酸化アルミニウムの含有量が全重量の99.9パーセント以上のもの 3 酸化ジルコニウム <input checked="" type="checkbox"/> 呼び径が25A以上100A以下の弁であって、次の全てに該当するもの(イに該当するものを除く。) (一) 閉止部分以外のケーシング又はケーシングライナーのうち、内容物と接触する全ての部分がイ(一)から(九)までで定めたいずれかの材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの (二) 閉止部分が交換可能なように設計されたもの <input checked="" type="checkbox"/> イ又はロに該当する弁の部分品として設計されたケーシング又はケーシングライナーであって、内容物と接触する全ての部分がイ(一)から(九)までで定めたいずれかの材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの </td> <td>用語 呼び径</td> <td>用語の意味 内容物が弁に入る接続端と弁から出る接続端のいずれか小さい方の接続端の呼び径をいう。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>内容物</td> <td>当該装置で制御又は誘導する化学物質(混合物を含む。)をいう。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>内容物と接触する全ての部分</td> <td>内容物の漏れ防止のために用いられる交換可能な部分(ガスケット、パッキング、ねじ、シール、ワッシャー等をいう。)以外で内容物と接触する全ての部分をいう。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ふっ素重合体</td> <td>ふっ素の含有量が全重量の35パーセントを超えるふっ素重合体(ゴム状のものを含む。)をいう。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>タンタル合金、チタン合金、ジルコニウム合金、ニオブ合金</td> <td>重量比でそれぞれタンタル、チタン、ジルコニウム又はニオブの含有量が他の成分のいずれよりも多い合金をいう。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>閉止部分</td> <td>流体を制御するために可動し、弁閉止時に閉止機能を果たす部分をいう。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>貨物等省令第2条第2項第七号中のケーシング</td> <td>弁箱(別名ボディともいう。)をいう。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>貨物等省令第2条第2項第七号中のケーシングライナー</td> <td>ケーシングと共に弁の部分品として用いられ、ケーシングを内容物と接触させないためのものをいう。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						A	B	C	D	E	F	G	輸出令第2項		貨物等省令第1条				解釈		項番 輸出令 第3項 (2)7	弁又はその部分品	項番 貨物等省 令第 2項 第七号	弁又はその部分品であって、 次のいずれかに該当するもの <input checked="" type="checkbox"/> 呼び径が10A超の弁であって、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの (一) ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の40パーセントを超える合金 (二) ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを超える合金 (三) ふっ素重合体 (四) ガラス (五) タンタル又はタンタル合金 (六) チタン又はチタン合金 (七) ジルコニウム又はジルコニウム合金 (八) ニオブ又はニオブ合金 (九) セラミックであって、次のいずれかに該当するもの 1 炭化けい素の含有量が全重量の80パーセント以上のもの 2 酸化アルミニウムの含有量が全重量の99.9パーセント以上のもの 3 酸化ジルコニウム <input checked="" type="checkbox"/> 呼び径が25A以上100A以下の弁であって、次の全てに該当するもの(イに該当するものを除く。) (一) 閉止部分以外のケーシング又はケーシングライナーのうち、内容物と接触する全ての部分がイ(一)から(九)までで定めたいずれかの材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの (二) 閉止部分が交換可能なように設計されたもの <input checked="" type="checkbox"/> イ又はロに該当する弁の部分品として設計されたケーシング又はケーシングライナーであって、内容物と接触する全ての部分がイ(一)から(九)までで定めたいずれかの材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの	用語 呼び径	用語の意味 内容物が弁に入る接続端と弁から出る接続端のいずれか小さい方の接続端の呼び径をいう。					内容物	当該装置で制御又は誘導する化学物質(混合物を含む。)をいう。						内容物と接触する全ての部分	内容物の漏れ防止のために用いられる交換可能な部分(ガスケット、パッキング、ねじ、シール、ワッシャー等をいう。)以外で内容物と接触する全ての部分をいう。						ふっ素重合体	ふっ素の含有量が全重量の35パーセントを超えるふっ素重合体(ゴム状のものを含む。)をいう。						タンタル合金、チタン合金、ジルコニウム合金、ニオブ合金	重量比でそれぞれタンタル、チタン、ジルコニウム又はニオブの含有量が他の成分のいずれよりも多い合金をいう。						閉止部分	流体を制御するために可動し、弁閉止時に閉止機能を果たす部分をいう。						貨物等省令第2条第2項第七号中のケーシング	弁箱(別名ボディともいう。)をいう。						貨物等省令第2条第2項第七号中のケーシングライナー	ケーシングと共に弁の部分品として用いられ、ケーシングを内容物と接触させないためのものをいう。	
			A	B	C	D	E	F	G																																																																					
輸出令第2項		貨物等省令第1条				解釈																																																																								
項番 輸出令 第3項 (2)7	弁又はその部分品	項番 貨物等省 令第 2項 第七号	弁又はその部分品であって、 次のいずれかに該当するもの <input checked="" type="checkbox"/> 呼び径が10A超の弁であって、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの (一) ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の40パーセントを超える合金 (二) ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを超える合金 (三) ふっ素重合体 (四) ガラス (五) タンタル又はタンタル合金 (六) チタン又はチタン合金 (七) ジルコニウム又はジルコニウム合金 (八) ニオブ又はニオブ合金 (九) セラミックであって、次のいずれかに該当するもの 1 炭化けい素の含有量が全重量の80パーセント以上のもの 2 酸化アルミニウムの含有量が全重量の99.9パーセント以上のもの 3 酸化ジルコニウム <input checked="" type="checkbox"/> 呼び径が25A以上100A以下の弁であって、次の全てに該当するもの(イに該当するものを除く。) (一) 閉止部分以外のケーシング又はケーシングライナーのうち、内容物と接触する全ての部分がイ(一)から(九)までで定めたいずれかの材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの (二) 閉止部分が交換可能なように設計されたもの <input checked="" type="checkbox"/> イ又はロに該当する弁の部分品として設計されたケーシング又はケーシングライナーであって、内容物と接触する全ての部分がイ(一)から(九)までで定めたいずれかの材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの	用語 呼び径	用語の意味 内容物が弁に入る接続端と弁から出る接続端のいずれか小さい方の接続端の呼び径をいう。																																																																									
				内容物	当該装置で制御又は誘導する化学物質(混合物を含む。)をいう。																																																																									
				内容物と接触する全ての部分	内容物の漏れ防止のために用いられる交換可能な部分(ガスケット、パッキング、ねじ、シール、ワッシャー等をいう。)以外で内容物と接触する全ての部分をいう。																																																																									
				ふっ素重合体	ふっ素の含有量が全重量の35パーセントを超えるふっ素重合体(ゴム状のものを含む。)をいう。																																																																									
				タンタル合金、チタン合金、ジルコニウム合金、ニオブ合金	重量比でそれぞれタンタル、チタン、ジルコニウム又はニオブの含有量が他の成分のいずれよりも多い合金をいう。																																																																									
				閉止部分	流体を制御するために可動し、弁閉止時に閉止機能を果たす部分をいう。																																																																									
				貨物等省令第2条第2項第七号中のケーシング	弁箱(別名ボディともいう。)をいう。																																																																									
				貨物等省令第2条第2項第七号中のケーシングライナー	ケーシングと共に弁の部分品として用いられ、ケーシングを内容物と接触させないためのものをいう。																																																																									
<p>「3項 化学兵器」のシートでは、バローズ弁やサーボ弁など特定の名称の弁ではなく、単に「弁」と規定しています。アングルバルブもこの「弁」に含まれると考えられますので、どのような「弁」がリスト規制の対象になるのか、D列の仕様の内容を確認します。D列では、イ、ロ及びハの3つが規定されていますので、これらを順番に確認していきます。ステップ2で準備した情報だけで判定できない時は、追加で情報を収集し判定を行います。</p> <p>①D列のイの規定</p> <ul style="list-style-type: none"> 呼び径は 10A 超か 																																																																														

手順		確認例	
STEP 3	リスト規制に 該当するか判 定する (つづき)	3 項 つ づ き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容物と接触する全ての部分の材質等は、イの (一) から (九) までの規定の内容に該当するか → <u>アングルバルブの呼び径は 12A のため 1 点目は該当。2 点目の材質等を確認します。</u> ②D列の口の規定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 呼び径は 25A 以上 100A 以下か ・ 口の (一) 及び (二) の規定の内容に全て該当するか → <u>アングルバルブの呼び径は 12A のため、口の規定には非該当と判定されます。</u> ③D列のハの規定 <ul style="list-style-type: none"> ・ イ又は口に該当する弁の部分品として設計されたケーシングライナー等か ・ 内容物と接触する全ての部分の材質等は、イの (一) から (九) までの規定の内容に該当するか → <u>アングルバルブは弁の部分品として設計されたケーシングライナー等ではないため、ハの規定には非該当と判定されます。</u> <p>✚ この結果、①は呼び径・材質という仕様規定のうちいずれか1つでも該当しなければ非該当。 同様に②も③も書かれている仕様規定のうちいずれか1つでも該当しなければ非該当と判定されます。(例えばイは①規定のうち、材質等が合致しても呼び径が 10A 以下ならばイには非該当)</p>
STEP 4	該非判定結果 について社内 の決裁を得て 組織として決 定する		✚ ステップ3で判定した結果を該非判定書に記載します(記載例は別紙)。該非判定書の内容を確認後、作成した該非判定書に判定の根拠資料を添付し、責任者に回付します。責任者は、添付資料をもとに、最新の貨物・技術の合体マトリクス表(最新法令)で判定しているか、判定の対象がマトリクス表に規定する内容に合致するか等を確認し、決裁を行います。
STEP 5	該非判定終了		✚ 決裁終了後、該非判定に係る一連の書類をファイリングして保管するとともに、該非判定の結果を関係者に共有します。

該非判定書² (記載例)

該非判定 責任者	該非判定 上長	判定者
YYYY年M月D日	YYYY年M月D日	YYYY年M月D日

承認年月日	
貨物又は技術の名称 (型名等)	アングルバルブ (型番 : xx 号-xx)
貨物又は技術 の仕様等	アングルバルブ (型番 : xx 号-xx) ・呼び径 12A ・内容物と接触する全ての部分の材質 : xxxx 製
該非判定部門名 (判定責任者名)	xx 製造事業部 部長 ○○ ○○
該非判定結果	<p><貨物> 輸出令別 1 : 2 項 (3 3) <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 (貨物等省令 : 1 条三十八号)</p> <p>輸出令別 1 : 3 項 (2) 7 <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 (貨物等省令 : 2 条 2 項七号)</p> <p>輸出令別 1 : 4 項 (5) <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 (貨物等省令 : 3 条六号)</p> <p><技術> 外為令別表 : 項 () <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 (貨物等省令 : 条 項 号)</p>
判定理由	<ul style="list-style-type: none"> ● 貨物等省令第 1 条第三十八号、第 3 条第六号には非該当。 ● 貨物等省令第 2 条第 2 項第七号 <p>呼び径が 10A を超えているが、内容物と接触する全ての部分が、貨物等省令第 2 条第 2 項第七号のイ (一) ~ (九) までの規定する材料で構成されていないので非該当。また、同号のロ及びハにも該当しない。</p>
判定根拠資料	※ ステップ 2、ステップ 3 で入手した情報を判定の根拠資料として添付します。

² CISTEC (一般財団法人安全保障貿易情報センター) 作成の該非判定書による記載例
[https://www.cistec.or.jp/export/iisvukanri/modelcp/data2/\(1\)gaihihannteisvo.doc](https://www.cistec.or.jp/export/iisvukanri/modelcp/data2/(1)gaihihannteisvo.doc)